

議員提出議案第 2 号

さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 5 年 2 月 1 4 日提出

提出者	さいたま市議会議員	神 田 義 行
賛成者	さいたま市議会議員	山 崎 章
	同	加 川 義 光
	同	戸 島 義 子
	同	守 谷 千津子
	同	久 保 美 樹

さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

さいたま市国民健康保険税条例（平成 1 4 年さいたま市条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（基礎課税額に係る被保険者均等割額）</p> <p>第 5 条 第 3 条第 2 項の被保険者均等割額は、国保課税被保険者 1 人について <u>1 万 9, 2 0 0 円</u> とする。</p>	<p style="text-align: center;">（基礎課税額に係る被保険者均等割額）</p> <p>第 5 条 第 3 条第 2 項の被保険者均等割額は、国保課税被保険者 1 人について <u>2 万 9, 2 0 0 円</u> とする。</p>
<p style="text-align: center;">（国民健康保険税の減額）</p> <p>第 2 1 条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 3 条第 2 項本文の基礎課税額から当該各号アに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 5 0 万円を超える場合には、5 0 万円）及び同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号イに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 1 3 万円を超える場合には、1 3 万円）並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額から当該各号ウに掲げる額を減額して得た額（当該減</p>	<p style="text-align: center;">（国民健康保険税の減額）</p> <p>第 2 1 条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 3 条第 2 項本文の基礎課税額から当該各号アに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 5 0 万円を超える場合には、5 0 万円）及び同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号イに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 1 3 万円を超える場合には、1 3 万円）並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額から当該各号ウに掲げる額を減額して得た額（当該減</p>

額して得た額が10万円を超える場合には、10万円)の合算額とする。

(1) 世帯主、当該年度の賦課期日(賦課期日後に国民健康保険税の納付義務が発生した場合にはその発生した日。以下この項において同じ。)現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者(世帯主を除く。))であって、当該資格を喪失した日以後継続して同一の世帯に属するもの(同日の属する月以後5年を経過する月までの間にある者に限る。)をいう。以下同じ。)につき算定した法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、また、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとする。以下この号中山林所得金額の算定についても同様とする。次号及び第3号において同じ。)及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に係る納税義務者

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 13,440円
イ・ウ [略]

(2) 世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に当該被保険者(当該納税義務者を除く。)の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に24万5,000円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 9,600円
イ・ウ [略]

(3) 世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に当該被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に35万円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 3,840円

額して得た額が10万円を超える場合には、10万円)の合算額とする。

(1) 世帯主、当該年度の賦課期日(賦課期日後に国民健康保険税の納付義務が発生した場合にはその発生した日。以下この項において同じ。)現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者(世帯主を除く。))であって、当該資格を喪失した日以後継続して同一の世帯に属するもの(同日の属する月以後5年を経過する月までの間にある者に限る。)をいう。以下同じ。)につき算定した法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、また、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとする。以下この号中山林所得金額の算定についても同様とする。次号及び第3号において同じ。)及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に係る納税義務者

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 20,440円
イ・ウ [略]

(2) 世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に当該被保険者(当該納税義務者を除く。)の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に24万5,000円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 14,600円
イ・ウ [略]

(3) 世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に当該被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に35万円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 5,840円

イ・ウ [略]
2 [略]

イ・ウ [略]
2 [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のさいたま市国民健康保険税条例の規定は、平成25年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。